

令和6年11月19日

共 産 党

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書（案）

国際連合の女性差別撤廃委員会が、令和6年10月29日に総括所見を発表し、日本政府に対し選択的夫婦別姓の導入を求める4度目の勧告を行った。

令和4年3月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」の結果では、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と答えた者の割合が27.0%であったが、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と答えた者の割合が42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた者の割合が28.9%となっており、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることを希望する意見が一定程度ある。

また、平成22年に法務省が実施した調査では、結婚後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用しているのは日本だけという結果であった。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくなき、また、改姓によってこれまで築き上げたキャリアが中断されたり、結婚を諦めたりするなど不利益を被る例があることから、適切な法的選択肢を用意する必要がある。

よって、板橋区議会は、政府に対し、国連の委員会による4回目の勧告を真摯に受け止め、ただちに選択的夫婦別姓を導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名